

議案第28号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年3月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 町長又はその委任を受けた <u>職員</u>をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第 142 条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他町長が特に必要と認める者</u></p> <p>(入湯税の税率)</p> <p>第 143 条 入湯税の税率は、<u>次の各号に掲げる者に対し、1人について、それぞれ当該各号に定める額</u>とする。</p>	<p>(用語)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 町長又はその委任を受けた <u>吏員</u>をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第 142 条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(入湯税の税率)</p> <p>第 143 条 入湯税の税率は、<u>入湯客 1 人 1 日</u>について、150 円とする。</p>

(1) <u>宿泊する者</u> 1泊 150円	
(2) <u>宿泊しない者</u> 1日 75円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三朝町税条例第142条及び第143条の規定は、平成19年4月1日以後における入湯に対して課する入湯税について適用し、同日前における入湯に対して課する入湯税については、なお、従前の例による。